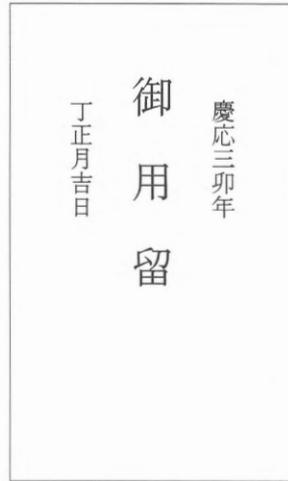


3 慶応三年（一八六七） 御用留

（表紙）



慶応二寅年十二月廿四日

新両替町三丁目

庄藏地借長兵衛頼に付、代

願人 又 七

家主 庄 藏

五人組 藤右衛門

名主佐兵衛頼に付、代

伊兵衛

麴町五丁目家主

相手 喜右衛門

同

同 弥兵衛

五人組 徳右衛門

名主与兵衛頼に付、代

安次郎

四谷塩町老丁目藤七地借

相手 喜兵衛

家主 藤 七

五人組 徳兵衛

名主孫右衛門頼に付、代

忠兵衛

（前次）
 無是非、去丑十二月廿四日御訴訟奉申上候へは、当寅正月廿三日双方可罷出旨の
 御裏書頂戴相附、公事合当日一同罷出、其後追々御吟味に相成、御日延奉願上、懸合の上御願高金百三両有之処、当金四拾三両受取、金五拾五両者期日証文に仕、残金五両は不足勘弁仕可申筈、対談書奉差上候処、相手方難渋の趣相歎候に付、当金三拾七両受取、金六拾五両者期日証文に仕り、残金五両は願人方にて不足勘弁仕り、以来双方聊無申分、右出入熟談内済仕、偏に
 御威光と難有仕合に奉存候、依之為後証奉差上済口証文、仍如件

御番所様

乍恐以書付御訴訟奉上候

一赤坂田町式丁目吉藏地借兵助奉申上候、私義年来小道具渡世仕来候処、毎月九日仲間共為取締て集会仕、其節日々買集置候諸品持寄、売払、代金の義は、後会の節請取候管規定仕、是迄一同取引仕来候処、当四月九日私方にて集会仕候砌、相手巳太郎義罷越、銘々出分の荷物の内、品々買取、尤代金の義は、同五月八日持寄の筈に有之候処、度々催促仕り候へ共、品能申延而已、埒明不申、品主よりは、私へ敵敷被及催促、無抛致他借、品主へは私より立替相払置申候、尤当八月中内金相預り、残金相渡不申候間、此節取詰及掛合候処、不当勝手俣の義申之、一円埒明不申、打捨置候へは、外の規定に相響、殊に私商売差支に相成、乍恐難渋至極仕候間、無是非御訴訟奉上候、何卒以御慈悲、相手巳太郎被召出、御吟味の上、勘定皆済相渡呉候様、御利解被 仰聞被成下置候様、偏に奉願上候、以上

慶応二寅十二月廿四日

卯正月廿三日公事合の処、主上崩御、御停止中に付、追て

赤坂田町式丁目吉藏地借

訴訟人 兵 藏

家主 吉 藏

四谷塩町式丁目清吉地借

相手 巳太郎

寅四月九日

一拵付刀

沓本

外に小道具類品々

此代金七拾五兩沓分三朱と六分四厘

内金四拾兩也 八月十日請取

差引ノ金三拾五兩沓分三朱と銀六分四厘 全滞

南 御月番駒井相模守様

御奉行所様

乍恐以書付奉申上候

一四谷塩町沓丁目清次郎地借五菜八右衛門奉申上候、去寅十二月中

三尺帯沓筋紛失致候義有之哉、御尋に御座候

此段去寅十二月下旬頃と覚、表入口掛棹に干置候左の

一木綿紺茶堅縞三尺帯 沓筋

ノ

右品紛失仕候、然る処今般盜賊御召捕に相成、今日私被召出、

右始末御調受、驚奉恐入候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年正月十二日

四谷塩町沓丁目清次郎地借

八右衛門

家主頼に付、代

五人組 徳兵衛

南定御廻り

御役人中様

又吉伯父 勝之助

前書の通私吟味仕候処、相違無御座候、以上

名主 孫右衛門

北御月番

井上信濃守様

御番所様

前書の通申出候間、私共家主・五人組立合取調候処、相違無御座候間、久離御帳付被成下置候様願上候、以上

慶応三卯年正月廿一日

願人 右宇之助

家主 秀次郎

五人組 兵藏

同 惣七

同 清吉

又吉伯父 勝之助

名主 孫右衛門殿

より申付候間、此段
御聞濟奉願上候、以上

慶応三卯年正月廿一日

四谷塩町老丁目秀次郎店

久離御帳付願人 宇之助

家主 秀次郎

五人組 兵藏

麻布南日ヶ窪町三右衛門店

乍恐以書付奉申上候

市谷七軒町家持

菓子渡世 久兵衛

右久兵衛奉申上候、当寅九月中、見世先にて金老朱也紛失致候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段私義、去寅九月二日見世先にて商ひ致し罷在客人より請取、

菓子箱上差置候左の

一金老朱也

右金子紛失致候、全私商ひ致居候透を見合、被盜取候義と奉存候、然る処、今般盜賊御召捕に相成、今日私被召出、前書の始末

御調受、驚奉恐入候、何卒以

御慈悲、此段 御聞濟奉願上候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯二月八日

市谷七軒町家持久兵衛頼に付、代

三五郎

右家主頼に付、代

五人組 徳兵衛

北定御廻り

御役人衆中様

但坂本町式丁目高麗屋へ罷越、懸合の上にて、金式分相渡し、

纒の義に付、差構無之旨被申聞、引合相除相成候間、依之記

置もの也

乍恐以書付奉申上候

一四谷塩町老丁目嘉七店指物職徳次郎奉申上候、当二月中留吉并勘

次郎と申もの兩人罷越、金子押借被致候義有之哉、御尋に御座候

此段前書留吉・勘次郎兩人義は、兼て知人に御座候処、当二月

下旬頃と賞、日不賞、私方へ罷越、小遣錢に差支候間、金子貸

吳候様申聞候処、相断候へは、声立にて兩人種々の義申之候間、

無余義左の

一金老分也

ノ

右金子兩人へ貸遣申候、然る処、今般私義被 召出、前書押借

被致候義、始末御調受奉恐入候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年三月十六日

四谷塩町老丁目嘉七店徳次郎頼に付、代

同人母 し け

右家主頼に付、代

五人組 徳兵衛

北定御廻り

御役人衆中様

乍恐以書付奉申上候

一四谷塩町老丁目家持質屋小左衛門勢州住宅に付、店支配人房三郎奉申上候、当三月中兼吉と申ものより、衣類質物に煩り置候義、有之哉の旨、御尋に御座候

此段前書兼吉義は、同所坂町市右衛門店に罷在、兼て知人に御座候処、当月六日私方へ罷越、左の品持参、質入致度旨申聞候間、相違も有之間敷と存、左の

- 一木綿藍堅縞女袴 老つ
- 一同紺茶堅縞女半天袴纏 老つ

メ式品 質代金三分也

右品前書代金にて、質物に預り置候処、今般盜賊御召捕に相成、今日私被召出、右始末御調受、不正の由被仰渡奉恐入候、右御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年三月十七日

四谷塩町老丁目

家持小左衛門勢州住宅に付、

店支配人房三郎頼に付、代

- 五郎兵衛
- 五人組 徳兵衛

北定御廻り

御役人衆中様

以書付奉申上候

四谷伝馬町式丁目

家持 利助

同つね後見 佐助

家持 利右衛門

同千三郎後見 文右衛門

家持 喜兵衛

同所塩町老丁目

家持 周次郎

右のもの共、今日御呼出し御座候処、右名前のものは勿論、同入地所共無御座、尤借用の義は、如何相成居候哉、是迄名主茂八郎方にて返納罷在候処、同人義は去々于年九月中自害仕候に付、跡引受のもの無御座候間、依之此段御聞濟奉願上候、以上

慶応三卯年三月廿四日

四谷伝馬町式丁目

月行事 藤七

同所塩町老丁目

同 徳兵衛

町御会所

前書の通り、願書差出候処、名主調印にて差出し可申旨被申聞候間、

依之名主調印にて、翌廿五日差出候へは、篤と考合の上、沙汰及べく旨被申聞候、依之記置もの也

慶応三卯年三月廿五日

伝式

書役 忠 助

塩 壱

同 徳兵衛

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町壱丁目庄吉店

荒物渡世 富 蔵

卯三十四才

右富蔵奉申上候、当二月中品々紛失致候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段私義、当二月廿二日夜五つ時頃、表入口戸立寄、隣町へ買物に罷越、立帰り見候処、戸明け有之、盜賊這入候様子に付、取調見候処、左の

一 一尺式銅籠おはち 壱つ

一 一尺真鍮籠おはち 壱つ

一 一七寸同籠おか持 壱つ

一 真鍮たが切ため 壱つ

一 大黒様御宮 壱つ

一 真鍮ちろり 壱つ

一 みせ相小本 壱冊

八品

右品々紛失仕候、全私用達に罷出候留守を見込、盜賊忍入盜取、逃去候義と、奉存候、然る処、今般盜賊当御番所様へ御召捕に相成、今日私被召出、右始末奉請 御吟味、奉恐入候、尤其砌心得違仕、御訴不仕候段奉恐入候、右御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年四月四日

四谷塩町壱丁目庄吉店

家主 富 蔵

五人組 庄 吉

御懸り 徳兵衛

高橋銀十郎様

北御番所様

乍恐以書付奉申上候

一 四谷塩町壱丁目庄吉店青物渡世新蔵奉申上候、当三月中盜賊忍入、衣類被盜取候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段当三月十一日夜九つ時頃、物音致し盜賊忍入候様子に付、

御番所様

目覚見候処、表入口戸輪懸鉄にてメリ致置候戸、困辞明^(こじ)け有之候間、声立候へは、表の方へ逃去候に付、追^(おひ)欠候へ共、相知不申候間、跡にて取調候処、居間に差置候左の

一木綿紺浅黄堅縞長半天^(半纏)

老つ

一同紺綿入半天^(半纏)

老つ

一同紺浅黄堅縞綿半^(半纏)

老つ

但筒袖達中木綿

一同紺茶三筋立縞男半天^(半纏)

老つ

一同紺白弁慶縞小蒲団

老つ

一紺麻風呂敷

老つ

メ六品

右品紛失仕候、全盜賊忍入、盜取逃去候義と奉存候、然る処、

今般盜賊当

御番所様へ御召捕に相成、今日私被召出、右始末奉請御吟味、

奉恐入候、其砌渡世向に取紛、御訴不仕候段奉恐入候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年四月四日

四谷塩町老丁目庄吉店

新 蔵

家主 庄 吉

五人組 徳兵衛

北井上信濃守様

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目庄吉店

高日雇 銀次郎

卯廿四才

右銀次郎奉申上候、当三月中盜賊忍入、衣類紛失致候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段当三月十一日夜九つ半時頃、目覚見候処、勝手入口戸輪懸鉄にてメリ致置候戸、困辞明^(こじ)け有之、盜賊忍入候様子に付、驚取調見候処、居間に差置候左の

一玉紬紺茶堅縞女袷

老つ

一めいせん紺浅黄立縞女半天^(半纏)

老つ

一木綿紺無地女袷

老つ

一めいせん紺茶堅縞女半天^(半纏)

老つ

一桃色木綿襦袢

老つ

一紫呉呂七寸巾女帯

老つ

一尺式鉄鍋

老つ

一さしみ皿

三枚

メ拾品

右品致紛失、全盜賊忍入、盜取逃去り候義と奉存候、然る処、今般盜賊当 御番所様へ 御召捕に相成、今日私被召出、右始末奉

請 御吟味、奉恐入候、何卒以 御慈悲 御聞濟奉願上候、右
御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年四月四日

四谷塩町耆丁目庄吉店銀次郎頼に付、代

急い

家主 庄吉

五人組 徳兵衛

北御番所様

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町耆丁目安平店

古道具渡世 兵 蔵

卯四十耆才

右兵蔵奉申上候、去^(マ)五年十二月中見世先にて、売溜銭被盜取候義有
之哉の旨、御尋に御座候

此段私義、溜池端芝御盡屋御掃除屋敷代地金八店に罷在候節、去
々丑年十二月中旬頃と覚、日は失念、昼九つ時頃用所へ罷越、立
歸り見候処、見世帳箱際に差置候、左の

一 銭耆貫五百文

メ但天保銭にて策に入候候

右品相知不申、全私便所へ罷越候透を見合、盜取逃去り候義と奉

存候、尤其砌渡世向に取紛、御訴も不仕候段奉恐入候、然る処、
今般盜賊当 御番所様へ御召捕に相成、今日私被 召出、右始末
奉請 御吟味、驚奉恐入候、何卒以

御慈悲、此段

御聞濟奉願上候、右

御尋に付、奉申上候通相違無御座候、以上

慶応三卯年四月四日

四谷塩町耆丁目安平店兵蔵頼に付、代

いそ

家主 安平

五人組 儀左衛門

南駒井相模守様

御番所様

乍恐以書付御訴奉申上候

一 四谷塩町耆丁目家主清次郎奉申上候、私地借八右衛門と申、当卯
四拾式才に相成候者、一昨^(マ)十二日^(マ)晚七半時頃、不斗罷出候候相帰
不申候処、同日夕七つ半時頃同人義、且寺^(マ)禪宗青山青原寺塔司智
学院にて、子細不知自殺致候に付、同寺より^(近説)神社御奉行松平左衛
門尉様へ御訴被申上候処、御檢使相成、同所より八右衛門妻子召
連可罷出旨、被仰付候間、依之此段奉申上候、以上

慶応三卯年四月十三日

四谷塩町老丁目家主

訴人 清次郎

五人組 珍平

御番所様

口上書の覚

一当寺塔司智学院位牌所前、四谷塩町老丁目八右衛門自害仕候に付、
為御検使と被成御越、当所御用所に相成候間、御出迎・御送り迄
は罷出候へ共、近頃老衰仕候に付、諸御用向には組寺^(ツマ)波谷長泉寺
為名代と、差出し候間、此段御聞濟可被下候、以上

慶応三卯年四月十四日

青山五拾人町

青原寺 印

松平左衛門尉様御内

安本源藏殿

口上の覚

一当院位牌所前に、四谷塩町老丁目清次郎店八右衛門自殺の節、弟
子祖山と申、当卯七才に罷成候もの、本寺青源寺^(ツマ)迄拙僧呼に参り
候迄にて、其外の始末は不奉存候、右之幼年に付、口上書差上上
申候、此段 御聞濟奉願上候、以上

慶応三卯年四月十四日

青山五拾人町青原寺塔司

同所久保町

智学院

松平左衛門尉様御内

安本源藏殿

青山五拾人町青原寺塔司

同所久保町片町

智学院

厄介尼僧 祖仙

卯六十六才

口上

一昨十三日夕七つ時頃、四谷塩町老丁目清次郎店八右衛門、当院位
牌所にて、自害仕候に付、其段御訴申上候処、今日為御検使と、
被成御越、私見付人の義に付、其節の始末御尋に御座候

此段私義、昨夕七つ時頃、夕飯焚居、当院留守居智学院雷城は、
本寺青原寺に用向有之罷越、留守中の処、檀家八右衛門墓参り
に罷越、夫より本堂へ相通り、去る十日志^(ツマ)の供養相頼、執行致
呉候処、其節施物包置、宅に失念仕、今日持参致候旨申聞、差
出候間、其低受取置候処、直様仏前に罷越、致読経居候間、私
義は飯焚居、火の元無心元存、又々台所へ罷越焚仕舞候に付、

本堂に参り候処、同所次の間位牌所前に打臥居候、尤罷越候節
 余程酒給居候様子に御座候間、若哉苦敷候て、伏居哉と心付、
 茶碗に水汲差置、声を懸候処、言舌不叶何か一声申聞候へ共、
 更に不相分、最初見付候節、聊血汐も不相見へ、急病差発候様
 子に見受候間、驚直様弟子祖山に申付、雷城呼に遣し候処、無
 間も罷帰り、同人より八右衛門方へ可相知候、遠方の義に付、
 幸い同人従弟同所久保町伊兵衛へ為相知、同町惣次郎店町医師
 福永良貞も頼遣候処、無程伊兵衛并良貞も罷越、一同にて抱起
 候処、如何の訳柄歟、短刀の柄を手拭にて包、咽元を突罷在候
 に付、如何の子細に候哉と、相尋候へ共、更に受答も無御座候、
 良貞へも為見候処、最早絶脈にて、手当致方無之旨申聞候、八
 右衛門宅へは、伊兵衛方より為相知候に付、同人女房よね・梓
 新之助其外親類共迄追々罷越、再応相改候処、所持の短刀にて
 自害相果候に相違無御座候に付、智学院より御訴申上候処、今
 日為御検使と被成御越、御一同御立会の上、死骸疵所等被成御
 見分候処、別紙御改書の通り相違無御座候、然る処、被 仰聞
 候は、八右衛門罷越候節、外に参詣人等にて居合候義は無之
 哉、同人酒給居候様子の趣には候へ共、気分不揃躰にても有之
 候哉、其外何ぞ怪敷義、疑敷風聞等及見聞不申哉、品々御尋御
 座候へ共、何の心当も無御座候、同人参候砌、外に参詣人のも
 のも無御座候、参り候時分酒給居候様子に御座候へ共、格別気
 分不揃の様子にも、見受不申候、如何の子細にて右躰自害仕候

哉、一向心付候義無御座候、若子細有之候義を隠し置、外より
 露頭仕候は、何様の越度にも可被仰付候

右の通相違不申上候、以上

慶心三卯年四月十四日

祖 仙

松平左衛門尉様御内

安本源藏殿

前書祖仙申上候通、拙僧共義、御一同御立会申上候処、相違無御
 座候、依之奥書印形仕、差上申候、以上

青山五拾人町青原寺頼に付、代

渋谷

組 寺 長 泉 寺

同所久保町片町

同寺塔司 智学院

青山五拾人町青源寺塔司

同所久保町片町智学院

雷 城

卯三十式才

口 上

昨十三日夕七つ時頃、四谷塩町卷丁目清次郎店八右衛門、当院位牌

所前にて自害仕候に付、其段本寺青源寺へ相届け、夫より役寺貝塚
青松寺申出、同寺添翰を以御訴申上候処、今日為御検使と被成御越、
其節の始末委細に御尋に御座候

此段私義用向有之、本寺青原寺へ罷越居候処、夕七つ時頃、檀家
八右衛門墓参に罷越、本堂次の間位牌所前にて、重く煩居候様子
の趣、弟子申参候間、驚直様罷帰り、右場所へ罷越見受候処、打
伏居、血汐余程流有之、側に短刀鞘計り相見え、自害の様子に付、
八右衛門方へ可為相知と存候処、遠方の義に付、幸同人從弟近所
久保町勝之助店伊兵衛方へ為相知、尚又同所宗次郎店医師福永
良貞方へ申遣候処、伊兵衛并良貞も参り候間、立会の上抱起候処、
短刀の柄を手拭にて巻、咽元を突罷在候、声懸候へ共、更に受答
も無御座、良貞へも為見候処、最早絶脈にて、手当致方無之旨申
聞候、八右衛門方へは、伊兵衛方より相通候に付、同人女房よね
并悴新之助其外親類共、追々罷越候に付、尚又一同立会相改め候
処、所持の短刀にて、自害相果候に相違無御座候に付、其段御訴
申上候処、今日為御検使と被成御越、御一同御立会の上、死骸疵
所御見分被成候処、別紙御改書の通り、相違無御座候、右及始末
候段、何ぞ怪敷義、疑敷風聞等及見聞不申哉に、再応御尋御座候
へ共、檀家の義には御座候へ共、何の怪敷風聞等及見聞不申候、
若子細御座候義を隠し置、後日外より露頭仕候は、何様の越度
にも可被仰付候

右の通相違不申上候、以上

慶応三卯年四月十四日

雷城

松平左衛門様御内

安本源藏殿

前書雷城申上候通、拙僧義も、御一同御立会申上候処、相違無御
座候、依之奥印、印形仕り差上申候、以上

慶応三卯年四月十四日

青山五拾人町青原寺煩に付、代

組寺 長泉寺

四谷塩町老丁目清次郎店八右衛門女房

よ ね

卯三十八才

同人悴

新之助

同十五才

右兩人申口

一昨十三日夕七つ時頃、当所智学院位牌所前にて、八右衛門自害仕
候に付、其段同院より御訴申上候間、今日為御検使と被遊御越、
私義も被召出、始末委細御尋に御座候

此段よね・新之助一同奉申上候、八右衛門義、四谷塩町老丁目

清次郎店に罷在、日雇稼のものに御座候、昨十三日八つ半時頃、
 仏參仕候旨申聞、宅罷出候処、夕七つ時頃、同人從弟青山久保
 町勝之助店伊兵衛方より、八右衛門事旦那寺智学院にて、自書
 致候様子の趣、為知參候間、驚入兩人共直様駈付、見受候処、
 位牌所前にて所持の短刀を以咽喉突、相果罷在候、依之同院にて
 医師へも被為見具候へ共、疵所場所柄故直様絶命の次第、右伊
 兵衛は近所に付、早速罷越見届候処、同人よりも委細承候、猶
 亦八右衛門伯父同所同町家主七右衛門并赤坂田町三丁目又右衛
 門へも為相知候処、一同罷越、尚立会相改め候処、自害に相違
 も無御座候に付、当院より御訴被申上候処、今日為御検使と被
 遊御越、御一同御立会申上、疵所被成御見分候処、別紙御改書
 の通り相違無御座候、然る処被 仰聞候は、右及始末候段如何
 の訳哉、平日逆上にて、気分為取昇不揃の躰にも有之歟、又は
 心障の義にても可有之を、及見聞候義無之哉と、再応御尋御座
 候へ共、是迄気分不揃義も不相見、且心障等の義も心当り無御
 座候、相考候処、平日至て氣細を、酒給候て尚以相狭り候事時
 々有之候、宅罷出候節は不相用候へ共、途中にて酒給、何歟心
 に不叶差狭り、右躰自分と右及始末候義にても、可有之と奉存
 候、外々より意趣遺恨等受候義は勿論、其外怪敷風聞等一切及
 見聞不申候、若子細にても御座候義を隠し置、後日外より及露
 頭候は、如何様の曲事にも可被仰付候、何卒 御検使済の上、
 死骸私共へ御引渡被下置候様、奉願上候処

御奉行所へ罷出可奉伺旨被仰渡、奉畏候
 右の通銘々相違不申上候、以上

慶応三卯年四月十四日

よ ね
 新之助

松平左衛門尉様御内

安本源藏殿

前書兩人申上候通、私共義も御見分の節、御立会申上候処、相違無
 御座候、依之奥書印形仕り、差上申候、死骸の義も兩人奉願候通り、
 御引渡し被成下置候様、私共におゐても一同奉願上候、以上

右 町

家主 清次郎
 五人組 安右衛門
 同 珍 平

名主孫右衛門煩に付、代
 忠兵衛

青山久保町勝之助店

八右衛門從弟 伊兵衛

同 町

家主 七右衛門
 同伯父

赤坂田町三丁目同

同從弟 又右衛門

一昨十三日夕七つ時頃、当所智学院位牌所にて、四谷塩町壱丁目八右衛門自害仕候に付、其段同院より御訴被申上候処、今日為御檢使と被遊御越、私共統合のもの共に付、其節の始末御尋に御座候

此段三人の内、伊兵衛奉申上候、当院より従弟八右衛門墓参り

に罷越、位牌所にて自殺致候様子の由、為知来候間、驚入早速

同人宅へは、私方より為知遣候様申付置、直様同院へ罷越見受

候所、如何の子細歟、所持の短刀にて咽元突罷在候に付、同院

より医師も呼寄被為見候へ共、最早絶命の様子に御座候、依之

右の段当院より御訴被申上候処、今日為御檢使と被遊御越、御

一同御立会、疵所等被遊御見分候処、委細見付人祖仙其外八右

衛門女房并悴新之助より申上候通、聊相違無御座候、右死骸の

義に付、何ぞ怪敷風聞等も一切無御座候、若子細御座候を隠し

置、後日外より露頭仕候は、如何様の曲事にも可被仰付候

一七右衛門・又右衛門一同奉申上候、前書八右衛門当院にて自殺

の趣、新之助方其外より為相知候間、驚早速罷越見受候処、子

細は不相知候へ共、所持の短刀にて致自殺候に付、御訴被申上

候処、今日為御檢使と被遊御越、疵所被遊御見分候処、八右衛

門女房并悴新之助其外申上候通、相違無御座候、右死骸の義、

何ぞ怪敷風聞等も一切無御座候、若子細御座候義を隠置、後日

外より露頭仕候は、如何様の曲事にも可被仰付候

右の通銘々相違不申上候、以上

慶応三卯年四月十四日

伊兵衛
七右衛門
又右衛門

松平左衛門尉様御内

安本源藏殿

前書三人のもの共申上候通、私共義も御立会申上候処、相違無御座候、依之奥書印形仕り、差上申候、以上

青山久保町勝之助 伊兵衛

家主 勝之助

五人組 宗次郎

同町 七右衛門

家主 福次郎

五人組 福次郎

名主半兵衛頼に付、代 岸藏

赤坂田町三丁目

家主 又右衛門

五人組 喜代太郎

名主隼之助頼に付、代 伊兵衛

伊兵衛

口上の覚

一昨十三日夕七つ時過、当院より急病人有之趣にて頼み来候間、早

速罷越見候処、禮家にて四谷塩町八右衛門と申者の由、自害仕罷
在候様子に付、篤と診察仕候へ共、最早絶脈の容躰にて、手当可
仕様無御座候、此段御尋に付、奉申上候、以上

慶応三卯年四月十四日

青山久保町宗次郎店

町医 福永良貞

松平左衛門尉様 (マ、)

安本源藏殿

死骸御改

四谷塩町老丁目清次郎店新之助親

八右衛門

卯四十式才

一咽元突疵

老ヶ所

幅 老寸六分程

深さ 老寸三分程

右の外惣身疵所無御座候

衣類御改

一唐棧藍縞袴

老つ

但裏浅黄木綿

一木綿浅黄染中形襦半(件カ)

老つ

一博多織三筋縞帯

老つ

一白木綿下帯

老つ

雑物御改

一脇差

一腰

但是にて自害仕、血付有之

身 長さ六寸九分

但銘有之候へ共、不相分

柄糸 御納戸 鮫白

縁頭 目貫 鰭 切羽 鋤(はばき)

惣体素銅作り

鐙(こじり)

鞆(まやどろがね)金式つ入

但目貫虎の模様

鞆 芥子 たたき

下け緒 紺 絹丸打

小柄は無之

一守り

一鬱金木綿胴卷 式枚

一木綿紺茶縞財布

老つ

但 文久錢五十文 青錢老枚 小錢四文

一珠数

一手拭 老連

一扇子 老筋

老本

右の外雜物無御座候

右死骸御改の節、私共義も御立会申上候処、相違無御座候、且御檢使相濟候へは、御差凶御座候迄は、死骸・雜物共御預け被成候間、死骸は桶に入、番人附置、諸取計方の義は、早速御奉行所へ可奉伺旨、被仰渡奉畏候、為後証仍て如件

卯四月十四日

青山五拾人町青原寺塔司

智学院

松平左衛門尉様御内

安本源藏殿

差上申御請書の事

四谷塩町老丁目清次郎店

死骸 八右衛門

右の者義、一昨十三日夕七つ時頃、青山五拾人町青原寺塔司智学院位牌所にて、同人義自害仕候に付、其段同寺より御訴奉申上候へは、昨十四日御檢使被成下置、私共義も被召出、子細御尋御座候処、自分として自害致候義にて、外に子細も無御座、右死骸私共へ、何卒以

御慈悲、御引渡被成下置候様、奉願上候へは、当御奉行所様へ奉伺候様被仰渡候、依之今日奉伺候へ共、願の通御引渡被仰付、難

有仕合奉存候、依之為後証御請証文奉差上候処、仍如件

慶応三卯年四月十五日

四谷塩町老丁目清次郎店八右衛門後家

よ ね

同人粹 新之助

家主 清次郎

五人組 安右衛門

同 珍 平

名主孫右衛門代

忠兵衛

松平左衛門尉様御内

安本源藏殿

差出申一札の事

一四谷塩町老丁目家主清次郎申上候、私店八右衛門義、去る十三日夕七つ時頃、貴寺へ参詣に罷越、同寺位牌所にて自害致候に付、其段貴寺より寺社御奉行松平左衛門尉様へ御訴被申上候処、為御檢使と同御家来安本源藏殿被相越、八右衛門女房よね并悴新之助右兩人被召出、子細御尋御座候処、自分所持の短刀を以、咽元へ幅^(分カ)卷寸六歩、深さ卷寸三分程突疵致し、相果候に付、貴寺より

青山久保町宗次郎店医良貞へ被為見具候へ共、疵所場所柄故直様相果、外に子細無御座候間、同人死骸の義、同御奉行所様へ奉

願上候処、願の通り御引渡被仰付候間、死骸の義は、御寺法の通り御葬可被下候、為後日一札差出申処、仍如件

慶応三卯年四月十五日

四谷塩町老丁目

家主 清次郎

五人組 安右衛門

同 珍 平

名主孫右衛門代

忠兵衛

青原寺塔司智学院

御納所衆中

以書付御届け奉申上候

一拙者檀家四谷塩町老丁目清次郎店八右衛門と申、当卯四拾貳才に相成候もの、一昨十三日夕七つ時頃、墓参りに罷越、参詣の上、位牌所におゐて自害仕候間、別紙家主・五人組・名主連印書付を以、死骸葬の義、一札差出候間、右死骸葬遣度奉存候間、此段御聞濟被成下置候様、奉願上候、以上

慶応三卯年四月十五日

青山久保町

智学院

寺社御奉行所

御役人衆中

乍恐以書付御訴奉申上候

一四谷塩町老丁目家主清次郎奉申上候、私地借八右衛門と申、当卯四拾貳才に相成候もの、一昨十二日^(ア)暁七つ半時頃、不斗罷出候候、相帰不申候処、同日夕七つ半時頃同人義、且那寺禪宗青山青原寺塔司智学院にて、子細不知致自殺候に付、同寺より寺社御奉行松平左衛門尉様へ御訴申上候処、御検使相成、同所より右八右衛門妻子召連可罷出旨、被仰渡候間、昨十三日^(イ)御訴奉申上、御検使場へ召連罷出候処、御検使として、同御家来安本源藏殿被成御越、八右衛門死骸御見分有之、始末御尋御座候処、同院位牌所前にて、自分所持短刀を以咽元へ幅壹寸六分、深さ壹寸三分突疵致、未た息も有之様子に付、早速同寺より、青山久保町宗次郎店町医良貞へ相懸け、為見候処、最早絶脈にて手当致方無之旨被申聞候、外に子細無御座候間、同人死骸の義は、よね并悴新之助兩人へ御引渡の義、奉願上候処、願の通死骸御引渡、取片付被仰付候間、依之此段御訴奉申上候、以上

慶応三卯年四月十五日

四谷塩町老丁目家主

訴人 清次郎

五人組 珍 平

南 御月番御奉行

駒井相模守様

御番所様

但右の通御訴申上候へは、檢使済訴の趣、聞置旨被仰渡候

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目

家持小左衛門勢州住宅に付、店支配人

質渡世 房三郎

右房三郎奉申上候、当四月中、(マ)と申者より、衣類質物に預置候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段前書(マ)義は、同所御算笥町悦藏店に罷在、兼て知人に御座候処、当月四日私方へ罷越、外より被相頼候由申之、左の品持参、質物に預り呉候様申之、相違も有之間敷と存

当四月四日

一糸入木綿藍千筋袷羽織

老ッ

質代金 壹分貳朱也

同月六日

一紺木綿大紋付单半天(裃)

老ッ

質代金 壹分也

右品々兩度に持参候間、追て証人相極め可申筈にて、前書代金にて質物に預り置申候、然る処、今般盜賊安五郎義御召捕に相成、

今日私被召出、御調受、右品不正の由被仰聞、驚奉恐入候、何卒以

御慈悲、此段御聞濟奉願上候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年四月十七日

四谷塩町老丁目

家持小左衛門勢州住宅に付、

店支配人房三郎頼に付、代

太兵衛

五人組 徳兵衛

南御廻り

御役人衆中様

乍恐以書付奉願上候

一四谷塩町老丁目家主兵藏、同清吉右両人奉申上候、私共元組合欠

落鉄五郎義、水戸様御備金拝借罷在、返納方相滞候に付、上納方

当惑仕候間、右家作売払、右を以、上納可仕と存、売払代金六拾

七両に取引相成、鉄五郎より金三拾老両貳分上納仕、残金三拾五

両貳分の義は、未納相成奉恐入候、且同人義に付、此上深く御調

奉受候ては、重々奉恐入候間、何卒格別の以御慈悲、御憐愍の御沙汰被成下置候様、奉願上候、以上

慶応三卯年四月廿八日

四谷塩町老丁目

家主 清吉
同 兵藏
五人組 惣七

御番所様

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目

清次郎地借八右衛門後家
賃仕事 よね

右よね奉申上候、当三月中、品々被盜取候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段当三月中旬頃と覚、日失念、昼八つ時頃、表入口戸建寄、用所へ罷越、立帰り見候処、居間用簞笥上に差置候左の

一 萌黄小風呂敷 沓つ
一 鼠羅紗紙入 沓つ

一 当座銭老貫文

一 三品

右品相知不申、全私便所へ罷越候透を見合、盜取逃去り候義と奉

存候、其砌渡世用にて取紛、御訴も不仕罷在候処、今般盜賊御召

捕に相成、今日私被召出、右始末御調受奉恐入候、何卒以御慈

悲、御聞濟奉願上候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年四月廿七日

四谷塩町老丁目清次郎地借

八右衛門後家よね頼に付、代
源 藏

右家主頼に付、代

五人組 徳兵衛

御懸り 中田満助様

南定御廻り

御役人衆中様

金貳分支度代として盜賊仙藏へ遣し、引合相除申候

差上申対談書の事

御願高

一金三拾五兩沓分三朱と銀六分四厘

内 金三拾兩也 当金一時可請取筈

金五兩也 無利足期日証文可仕筈

残金老分三朱と銀六分四厘

願人方にて不足勘弁

右の通対談取極候間、金子調達中、来る廿日^(七)出之御日延、一同奉願上候、以上

慶応三卯年五月朔日

四谷塩町老丁目吉藏地借兵助頼に付、代

政 吉

家主 吉 藏

五人組 安五郎

四谷塩町老丁目

清吉地借巳太郎頼に付、代

相手 徳兵衛

家主 清 吉

五人組 惣 七

御番所様

乍恐以書付御訴奉申上候

一四谷坂町治助店勝右衛門、同所塩町老丁目家主鉄五郎右兩人奉申上候、私共の内勝右衛門奉申上候、私義同所塩町老丁目家主役相勤罷在候処、去寅三月中、私店友吉と申者、当御番所様へ御召捕に相成、御吟味中入牢被仰付候に付、私義も被召出、始末書奉差

上置候処、私義は同年十二月中、右町家主退役仕、諸役の義は、

前書鉄五郎義、家主役相成候間、依之御訴奉申上候、此段御聞濟奉願上候、尤右友吉妻くに義、当二月中病死仕候間、此段奉申上候、以上

慶応三卯年五月七日

四谷坂町

治助店 勝右衛門

家主 治 助

五人組 市右衛門

同所塩町老丁目

家主 鉄五郎

五人組 徳兵衛

御番所様

此書面御懸様へ御訴申上候へは、御聞濟に相成申候

乍恐以書付奉願上候

一四谷坂町治助店勝右衛門奉申上候、元私義、同所塩町老丁目家主相勤罷在候処、去三月中、私店友吉と申もの御召捕に相成、御吟味中入牢被仰付置候処、同人義、御牢内より品々相届呉候様願出候に付、今般御差紙を以被仰渡奉恐入候、然る処、私義家主役去寅十二月申中退役致し、当店へ引越罷在候間、甚奉恐入候へ共、友

吉方へ単物其外送り物の義、難出来候間、何卒以 御慈悲、此段御聞濟奉願上候、尤同人妻くに義は、当二月中病死仕候間、奉申上候、以上

慶応三卯年五月七日

元四谷塩町耆丁目家主にて

四谷坂町

治助店 勝右衛門

家主 治 助

五人組 市右衛門

御番所様

前書の書面御当番所へ奉差上候へは、御聞濟に相成申候

町方持草苅場所、間数・請負人名前并宿所等御尋に付、取調左に申上候

四谷御門外南の方、麴町拾耆丁目・四谷伝馬町耆丁目地先、右両町

持場御堀端土手

一長 延 式拾七間程

一巾 なだれ 六間程

麴町式丁目弥八店

草苅請負人 元右衛門

同断北の方、麴町拾耆丁目・四谷塩町耆丁目地先、右両町持場御堀

端土手

一長 延 六拾六間程

一巾 なだれ 拾五間程

請負人 右同 人

右は先年、聊宛手当銭相渡し候処、近頃手当等差出不申、刈取申候

地図（口絵 図2参照）

右取調申上候、以上

慶応三卯年五月二日

麴町拾耆丁目

名主 与兵衛

四谷伝馬町

同 孫右衛門

樽 御役所

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町耆丁目甚右衛門店

古着渡世 利兵衛

右利兵衛奉申上候、当二月中、森君吾と申ものより、紺海気耆反買取候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段前書森君吾義は、裏式番町久世様家来の由申之、当二月七日
私方へ罷越、外にて左の品相求め候へ共、不用に付、相払候間、
買取呉候様申聞候に付、相違も有之間敷と存

一紺海気

老反

此代金老両式分也

此売徳銀六匁五分

右品前書直段に証人無之、無判にて買取、私見世先にて、翌八日
名・住所不存往来人、前書の売徳共金老両式分と銀六匁五分に売
払申候、然る処、今般前書君吾義、御召捕に相成、今日私被 召
出、奉受 御調候処、右品不正の由被 仰聞、驚奉恐入候、何卒
以

御慈悲、此段 御聞濟奉願上候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年五月十六日

四谷塩町老丁目甚右衛門店

利兵衛頼に付、代

徳兵衛

家主 甚右衛門

南定御廻り

御役人衆中様

御懸り 大関孝作様

金式分遣し、引合相除申候

慶応三卯年五月十七日、町方持御堀端土手草苻請負人、名前取調可
差出旨、高力下総守様御用人方より御達書写

別紙の通、御目付新庄右近様より御達に付、則写相達候、右御達書

の趣を以、持場絵図面其外取調可差越候、一紙絵図面仕立方、且其

筋へ差出方の義は、当屋敷にて取計可申候、依之此段御達申候、以

上

卯五月十七日

高力下総守内

八幡熊之丞

小松胤蔵

日高正兵衛

四谷塩町老丁目

麴町拾老丁目

行事中

別紙御達書写

四谷御門より、市谷牛小屋木戸際まで、御堀土手草苻場、何れより
何れ迄右の持場に御糺し、間数等絵図面に相認め、早々御差出し可
有之候、且草苻請負人名前・宿所并手当向等も有之候は、其訳御
認め、同様御差出し可有之候、依之御達申候、以上

五月十七日

新庄右近

高力下総守様

同 徳兵衛

高力下総守殿

御用人衆中様

追啓、其辻番所組合へも相達、本文の趣相認め、御差出し可有之候

地図（口絵 図2参照）

町方持草刈場所間敷并請負人名前・宿所共御尋に付、取調左に申上候

乍恐以書付奉申上候

四谷御門外北の方、麴町拾耆丁目・四谷塩町耆丁目地先
右両町持場御堀端土手

一四谷塩町耆丁目忠兵衛店古着渡世藤次郎奉申上候、当二月中衣類
其外致紛失候義有之哉の旨、御尋に御座候

一長 延 六拾六間程

此段当二月中旬頃と覚、夕七つ時頃見世先に差置候左の

一巾 なだれ 拾五間程

一木綿小裁 単物 耆つ

草刈請負人

一紺木綿古腹懸け 三つ

麴町式丁目弥八店

一同古股引 三つ

元右衛門

メ七品

右は先年、聊宛手当錢相渡候処、近頃手当等差出不申、刈取申候

右品取調候処、紛失仕相知不申、全見世混雜の砌、被盜取候義

右の通、当五月二日左の絵図面相添、町年寄役所へ差出候間、此段

と奉存候、然る処、今般盜賊御召捕に相成、今日私被召出、右

奉申上候、以上

始末御調受奉恐入候、右

慶応三卯年五月十八日

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

麴町拾耆丁目

慶応三卯年五月廿二日

月行事

民 蔵

四谷塩町耆丁目忠兵衛店

四谷塩町耆丁目

藤次郎

右家主煩に付、代

五人組 徳兵衛

北御^(方)定り方

御役人衆中様

同月廿五日北御番所へ御呼出有之候間、罷出候処、東側にて秋山久藏様席下にて、高橋銀十郎様御懸り、始末書差上候へは、追て御沙汰^(方)

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町^丁目甚右衛門店

古着渡世 利兵衛

右利兵衛奉申上候、当二月中、川合喜太郎と申ものより、平袴^巻つ買取候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段前書川井喜^(方)太郎義は、兼て知人に御座候処、当二月廿一日私方へ罷越、同人所持にて不用に付、相払度旨申聞候間、相違も有之間敷と存、左の

一小倉藍堅縞古平袴

巻つ

代金^巻分也

此売徳式百文

右直段に買取、翌廿三日私見世先にて、前書売徳取之、名・住所不存往還人へ、相払申候、然る処、今般盜賊御召捕に相成、今日

私被召出、御調受、右品不正の由被 仰渡、驚奉恐入候、何卒以

御慈悲、此段御聞濟奉願上候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年六月四日

四谷塩町^丁目甚右衛門店

利兵衛

右家主煩に付、代

五人組 徳兵衛

南定御廻り

御役人衆中様

六月八日

南御番所へ罷出候処、村井様御懸り

乍恐以書付御訴奉申上候

一 四谷塩町^丁目家主安平奉申上候、私店兵藏と申者、大久保座頭より借用金滞出入、当

御奉行所様へ御訴訟相成、来る七日出之

御裏書頂戴、相附候処、当人義、当月朔日不斗家出致候間、所々

心当相尋候へ共、行^(方)え相知不申、全御裏書中欠落仕候義と奉存候

間、依之御訴奉申上候、以上

慶応三卯年六月五日

四谷塩町老丁目家主

安 平

五人組 五郎兵衛

名主孫右衛門煩に付、代

徳兵衛

寺社 (一) (尚服) 永井肥前守様

御奉行所様

乍恐以書付奉願上候

一四谷御簞笥町家主徳右衛門、同源吉右両人奉申上候、私共五人組持店仲右衛門後家たけ方へ、同所塩町老丁目甚右衛門店清次郎妹ちよと申もの、当月廿日頃より罷越居候処、此夜九つ時頃、子細不知、同人統井戸へ落入候間、早速引上げ、医師懸け手当仕候へ共、不相届、今朝五つ時頃相果申候間、何卒 御検使被成下置候様、奉願上候、以上

慶応三卯年六月廿四日

四谷御簞笥町家主

訴人 徳右衛門

同 同 源 吉

五人組 清 助

名主 孫右衛門

御番所様

卯六月廿四日

一井戸入相果候検使

四谷御簞笥町家主

訴人 徳右衛門

同

同 源 吉

同 町五人組持店仲右衛門後家

見出し 候もの た け

同 人方に罷在候

変死 致候もの ち よ

同 店

北隣無之 長 吉

同所塩町老丁目甚右衛門店

ちよ実兄 にて店受人 清次郎

右町役人

検使

安原鉄三郎 吉田源蔵

四谷御簞笥町

家主 徳右衛門

家主 徳右衛門

同 源 吉

右兩人 申口

一私店組合持店仲右衛門後家たけ方へ、同所塩町老丁目甚右衛門店清次郎妹ちよと申、廿才に相成候もの、当月廿日頃より同店罷在候処、子細不知、昨夜九つ時頃、同長家内に有之候井戸へ落入候間、早速引上げ、医師懸け手当仕候へ共、不相届、今朝五つ時頃相果候に付、其段五人組・名主へ申聞、御届け申上候へは、御検使被下置候

同 町五人組持店仲右衛門後家

た け

申口

一私義当四月中、同所塩町老丁目甚右衛門店清次郎を店請人に相頼、当店へ引越罷在候、然る処、右清次郎妹ちよと申、廿才に相成候もの、近頃兎角身持不宜事共有之、度々相寄異見仕候へ共、相用不申、女の身にて夜遊等致歩行、益々不行跡相募候に付、兄清次郎義殊の外立腹致し、久離御帳にも致し可申旨申聞候間、一向詫入候へ共、聞濟不相成候間、左候は、私へ任せ呉候様申論、当人ちよをは当月廿日より宅へ引取、同居為致置、其内能奉公口も有之候は、世話致遣し、改心の上は、追て兄へ致詫遣候積にて、取計置候処、昨夜九つ時頃、ちよ義不斗立出、程立候へ共、不立帰候間、所々相尋候へ共、不相知、路次表の方より立入候砌、

井戸内にて致水音候間、井戸端へ参、見候へは、当人履居候下駄、同所に脱捨有之候を見出候に付、覗見候へは、釣瓶に懸り相果居候様子に付、其段町役人へ申聞、早速引揚げ、医師懸け手当仕候へ共、最早絶脈致居候趣にて、薬用等は相用不申候、相果候上はふびん不便至極に奉存候、此上死骸片付遣度、何分御慈悲奉願候、

同店

長 吉申口

一右御検使に付、被召呼、御尋に御座候、私義は、たけ南隣に罷在候処、ちよ義不身持の由にて、同人兄并たけより異見申聞候へ共、兎角相用不申様子にて、昨夜九つ時頃、長屋内井戸へ入、相果候趣驚入申候、尤平日物争等仕候義、一切無御座、及変死候義に付候ては、更に心当の義無御座候に付、外に可申上義、是又無御座、何分御聞濟奉願候

同所塩町老丁目甚右衛門店

清次郎申口

一私妹ちよ義、及変死候に付、御検使の上被召呼、始末御尋に御座候、前書たけ義は、夫仲右衛門存生中より、格別懇意に付、当店へ不引移已前より店請人に相立、其已来引統店請致遣申候、然る処、ちよ義は廿才に罷成、近頃兎角不身持にて、昼夜に不限、所々遊歩行候に付、度々異見仕り候へ共、相用不申、益々不行跡

相募候故、此上は無致方久離御帳にも相願可申心得にて、敵敷利
 解申聞候へ共、不聞入、其假たけ方へ罷越候に付、同人よりも異
 見の上、私へ詫入候に付、相任せ、同人宅へ相預け置候処、昨夜
 九つ時頃、不斗立出候趣にて、たけ義私方へ尋参候処、相知不申
 候間、立歸り候砌、同人長屋路次内井戸の辺にて、水音致候に付、
 立寄見候へは、ちよ履居候下駄、同所に脱捨有之候に付、驚入視
 見候処、ちよに相違無之候間、早速引上げ候上、私方へも為知候
 間、俱々介抱致遣候義に御座候、委細御尋御座候へ共、別段可申
 上義等無御座、右たけへ対し、聊申分無御座候間、此上死骸片付
 遣度、御慈悲奉願候

車井戸

一化粧ヶ輪高さ式尺八寸、差渡三尺九寸

但化粧ヶ輪より水上迄式丈七尺、水際より水底迄七丈八尺

一千代死骸

歳式拾七

右死骸見分仕候処、早速引上げ候様子にて、水腫も不仕、身の内
 疵無御座、全く自水相果候躰にて、死骸に付、疑敷義相見不申候、
 依之医師口上書取之、持参仕候

一書置有無相尋候へ共、無之旨町役人共申立候

右の通、身寄の者并町役人為立合、死骸改申口承候、以上

慶応三卯年六月廿四日

右徳右衛門

南御月番駒井相模守様

御番所

検使

安原鉄三郎

吉田源藏

覚

一昨夜八つ時頃、四谷御簞笥町五人組持店、仲右衛門後家たけ方同
 居ちよ義、井戸へ入候を引揚候間、療治頼参候に付、早速罷越見
 候処、最早絶脈に相成居候間、水をはかせ手当仕候へとも、薬等
 相用不申候

右御尋に付、此段申上候、以上

慶応三卯年六月廿四日

朽木伊予守家来(為綱・福知山藩主)

源吉
 たけ
 長吉

五人組 清助
 同 寅吉

右清次郎

家主 甚右衛門

五人組 安兵衛

名主 孫右衛門

醫師福富玄洞弟子

宮本良悦

安原鉄三郎殿

吉田源藏殿

一四谷御算笥町五人組持店仲右衛門後家たけ方に、居候同所塩町老
丁目甚右衛門店清次郎妹ちよと申、式拾老才に相成候者、昨廿三
日夜九つ時頃、長家内井戸へ落入候間、早速引揚、医師掛手当致
候へ共、不相届、今朝五つ時頃相果候間、町役人共より訴出候間、
為検使と私共罷越、死骸見分仕候処、無間も引揚候哉、水腫も不
仕、身の内疵無御座、全く自水相果候様子にて、死骸に付、怪敷
義相見え不申、車井戸化粧ケ輪高さ式尺八寸、差渡三尺九尺、化粧
粧ケ輪より水上迄式丈老尺、水際より水底迄老丈八尺有之、且始
末相尋候処、右ちよ義、兄清次郎方に罷在候処、平日身持不宜、
清次郎より度々異見差加候へ共、相用不申趣、右たけより承り、
当月廿日より宅へ引取、種々異見差加へ、奉公口有之候は、罷
出候様申進候へ共、不得心の様子にて、昨夜九つ時頃表の方へ出
候に付、使用に出候義と存居候処、長屋内井戸にて、水音致候に
付、罷越見受候処、自水致候に付、早速引揚げ、医師掛け手当致
候へ共、不相届、今朝五つ時頃相果候、右躰変死致候に付、心当
の義、猶相尋候処、兄并たけより異見差加へ候を、氣迫に存、一
時に存詰、相果候義にも可有之哉、外に心当も無之旨申之候間、

書置有無相尋候へ共、無之旨町役人共申立候、右之趣一件申口取
調、医師口書相添、相模守殿御番所へ差出申候、此段申上候、以
上

卯六月廿四日

吉田源藏

安原鉄三郎

御番所

乍恐以書付奉願上候

一四谷塩町老丁目家主安平奉申上候、私店兵藏と申、当卯四拾老才
に相成候者、妻子捨置、当六月初日罷出候低、相返不申候間、店
請人俱々所々心当相尋候へ共、今以行え相知不申候間、何卒以御
慈悲、欠落御帳附被成下置候様、奉願上候、尤何方よりも内証断
等無御座候間、家財は妻子へ被下置候様、奉願上候、且心当り所
々相尋候内、御訴延引仕候段、奉恐入候、以上
慶応三卯年八月二日願

四谷塩町老丁目家主

急付御帳付願人

安平

五人組 五郎兵衛

赤坂新町三丁目家主

店請人 常吉

前書の通吟味仕候処、相違無御座候、以上

名主 孫右衛門

類に付、代

忠兵衛

御定の外壳徳

一金壹兩壹分と銀六分

一、(目付欠カ)同、百九拾九兩也 但金百兩に付、百六拾貳兩三分貳朱の割

此替金 三百廿四兩と銀七匁貳分七厘五毛

御定の外壳徳

一金五兩貳分貳朱と銀五匁七分七厘五毛

貳口ノ金貳百四拾壹兩也

此替金 三百九拾貳兩壹分貳朱と銀拾貳匁三分七厘五毛

御定の外壳徳

一金六兩三分貳朱と銀六匁三分七厘五毛

右金子兩度に同人方へ持参、前書直段に壳渡申候、然る処、今日

私被 召出、右始末御調受、重々奉恐入候、何卒以 御慈悲、御

聞濟奉願上候

右御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶心三卯年八月十四日

四谷塩町壹丁目

家持小左衛門勢州住宅に付、

店支配人房三郎類に付、代

太兵衛

五人組 徳兵衛

南御番所様

南御月番駒井甲斐守様

御番所様

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町壹丁目

家持小左衛門勢州住宅に付、店支配人

質両替渡世 房三郎

卯四十五才

右房三郎奉申上候、去寅年十一月中、源右衛門と申ものより、古式

朱金壳渡候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段私義は、質両替渡世仕罷在候処、所々より古式朱金持参候に

付、追々引替置、去寅年十一月朔日より、兩度同渡世瀬戸物町安

兵衛店源右衛門方へ持参、左の

寅十一月朔日

一古式朱金 四拾貳兩也 但金百兩に付、百六拾三兩の割

此替金 六拾八兩壹分貳朱と銀五匁壹分

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目家持

味噌渡世

五兵衛

右五兵衛奉申上候、当六月中私見世先にて、金錢致紛失候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段当六月中旬頃と覺、日失念、昼八つ時頃と覺、左の金錢見世帳場側に差置、便所へ罷越、立帰り見候処

一金貳分貳朱と五貫四百文

メ

右金錢相見え不申、左候へは、全私便所へ罷越候透を見合、盜取逃去候義と奉存候、然る処、今般盜賊御召捕に相成、今日私被召出、右始末御調受、重々奉恐入候、其砌渡世用に取紛、御訴も不仕候段、奉恐入候、何卒以

御慈悲、此段 御聞濟奉願上候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年八月廿日

四谷塩町老丁目家持五兵衛頼に付、代

角太郎

徳兵衛

南御廻り

御役人衆中様

一九月六日南御番所へ御呼出し候に付、五兵衛代忠七召連罷出候処、佐久間様御懸りにて、始末書差上候へは、追て御沙汰の旨、被仰渡候

一十月廿三日明け六つ時、呼出し口書落着仕候

但金太郎義は、幼年とは乍申、メリ有之戸押明、忍入金拾八兩と錢八拾貫文余盜取、右金錢不残酒喰遣捨候段、不埒に付、入墨

重敲御仕置被仰付候て、実父市谷谷町へ引渡相成申候

仙太郎義は、金七兩錢貳拾貫文盜取、捨遣候段、不埒に付、幼年と申ながら、入墨被仰付、是亦同人実父へ引渡相成申候

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目嘉七店

木具職

徳次郎

卯十八才

右徳次郎奉申上候、当七月中勘次郎と申者に、金錢押借被致候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段前書勘次郎義は、兼て知人に御座候処、当七月中旬頃と覺、日は失念、私方へ罷越、小遣錢に差支候間、金子貸呉候様申聞候へ共、其段相断候処、種々の義強て申聞候間、無余義左の

当七月中旬頃

一金貳朱也

同八月廿六日

一錢八百文

メ金貳朱と八百文

右金銭前書の通、両度に差出申候、然る処、今般同人義、当

御番所様へ御召捕に相成、今日私被召出、右始末御調受、驚奉恐

入候、右

御尋に付、奉申上候通相違無御座候間、何卒以

御慈悲、此段御聞濟奉願上候、以上

慶応三卯年九月七日

四谷塩町老丁目嘉七店徳次郎頼に付、代

同人母 き く

家主 嘉 七

五人組 安右衛門

但蜂屋新五郎様御懸り

南駒井相模守様

御番所様

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目家持味噌渡世五兵衛召仕

利 助

右利助奉申上候、当九月中鉄吉と申者より、衣類買取候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段前書鉄吉義は、兼て知人に御座候処、当月九日私儀は、主人商用に罷出候処、右鉄吉義、小遣銭に差支候間、左の品払度旨申

聞候間、相違も有之間敷と存

当九月九日

一木綿藍堅縞男単物

老つ

一萌黄木綿縞絆

老つ

メ貳品

代金貳分也

右品前書代金にて買取申候、然る処、今般同人義、御召捕に相成、

今日私被 召出、右品不正の由被仰渡、驚奉恐入候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候間、何卒以

御慈悲、此段御聞濟奉願上候、以上

慶応三卯年九月十三日

四谷塩町老丁目家持五兵衛

召仕 利 助

五人組 徳兵衛

南御廻り

御役人衆中様

但大沢藤蔵様御懸にて、手先寅吉殿へ只管相頼、前書の

通、書面差上候へ共、内実博奕致し、右借錢の替に取
 来候品故、不容易義に付、金老兩式分相渡、漸引合相
 除相済申候

乍恐以書付御訴奉申上候

一 四谷塩町老丁目甚右衛門店古着渡世利兵衛奉申上候、当九月十三
 日夜九つ半時頃、裏入口掛鉄にてメリ致置候戸困辞明け、侍躰の
 男式人忍入、抜刃を持、金子可差出声立候は、可切殺旨申威、
 見世棚に差置候左の品々、金錢共奪取、裏の方へ逃去り申候、尤
 恐怖の余り、面躰恰好等見留不申候、依之此段御訴奉申上候、以
 上

盗賊大中孝吉

一件

河合広馬

慶応三卯年九月十六日

四谷塩町老丁目甚右衛門 (マ)

訴人 利兵衛

右盗賊南臨時御廻り十月廿日、岩井勝之助 家主 甚右衛門

様へ被召捕、引合二月廿四日南御番所へ呼 名主 孫右衛門

出し、小林藤平様御懸り、始末書差上、追て (マ) 頼に付、代

忠兵衛

一 結城木綿相二た筋縞 (藍カ)

老反

一 朱入木綿藍三筋縞 老反
 一金巾木綿黒石持 式反

但紋白にて五ヶ所有之
 一 唐糸二た子木綿相立縞 (藍カ) 老反

一 鬱金海気 式丈
 一 鼠呉呂服連 八尺五寸

一 鬱金蕉巾木綿二た布風呂敷 式つ

一 白地博多男帯 老筋

一 唐棧紺茶赤立縞財布 老つ
 メ拾老品

外に
 一金三両三分老朱也
 老分銀三両也

但 式分判老つ
 老朱銀五つ

一 真鍮錢

文錢 取交

老貫百文

北御月番

御番所様

四谷塩町老丁目甚右衛門店

利兵衛

右の者方へ、当九月十三日夜九ツ時頃、裏入口戸掛鉄にてより致置候を固辞明け、侍躰の男式人忍入、抜刃を持金子可差出、声立候へは可切殺旨申威し、見世棚に差置候左の品々、金銭共奪取、逃去申候、尤恐怖の余り、面躰恰好等見留不申旨申聞候、依之今日御訴仕候間、此段御届け申上候、以上

卯九月十六日

右町 名主 孫右衛門

一 結城木綿相二た筋縞(藍カ)

外拾品

一金三両三分老朱也

一 真鍮銭・文銭取交老貫百文

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目甚右衛門店

古着渡世 利兵衛

卯三十七才

右利兵衛奉申上候、当九月中仲次郎と申者より、衣類品々買取候義有之哉の旨、御尋に御座候

此段前書仲次郎義は、武州多摩郡柚木村百姓善兵衛倅にて、兼て知人に御座候処、当九月十七日私方へ罷越、左の品々持参、親類内にて払物の由申之、買取呉候様申聞候間、相違も有之間敷と存

当九月十七日

一 黒亀綾男小袖

一 ちよら熨斗目(縮羅カ)

一 七々(なな)子小紋男小袖

一 紺七々(顔カ)子男小袖

一 縮面茶中形(比翼)ひよく

一 紺縮面中形(顔カ)男小袖

一 島縮面(縮カ)ひよく

七品

代金貳拾両老分式朱也

右々の義は、今以所持罷在候

同日

一 南部縮(縮カ)面霜降女小袖

一 鉄御納戸浮織紋付男小袖

一 白緒浮織女小袖

一 白無垢

一 紋縮面(縮カ)剥々(はきはき)女小袖

一 白浮織女帯

一 紫太織中裁小袖

老つ

老つ

老つ

老つ

老つ

老つ

老つ

老つ

老つ

三つ

老つ

老つ

老つ

老つ

一 御召縮面浮織(縮カ)ひ布 ㊦

一 紺地島八丈女小袖 ㊦

一 縮面紫中形剥々女下着 ㊦

一 鼠格子島御召女小袖 ㊦

メ 拾三品

代金拾七両貳分式朱之

此売徳 金壹両也

式口メ 式拾品

此代金三拾八両也

右品々証人無之、無判にて買取、前書の内拾三品は、翌十八日私

見世先にて、名・住所不存往還人へ、前書売徳取之、売渡申候、

残り七品の義は、今以所持仕罷在候、然る処、今般同人義、御召

捕に相成、今日私被召出、御吟味受、右品不正の由被仰渡、驚奉

恐入候、依之右品持参仕候

右御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、何卒以

御慈悲、此段 御聞濟被成下置候様、奉願上候、以上

慶応三卯年九月廿四日

四谷塩町老丁目甚右衛門店

利兵衛

五人組 甚右衛門

同 安兵衛

御番所様

右品々義は、大久保御旗組榎本由藏殿宅にて買取候処、去る十

九日北臨時御廻り大八木様へ仲次郎義被召捕、為引合と被召出、

懸合の上、前書榎本芳藏殿義は、名前相除、当人直買に相成申

候、右品々義は、塩町式丁目新兵衛店伊三郎方へ売渡、其後市

谷本村町伊三郎店倉次郎方へ、尚亦売渡候へ共、同渡世の義に

付、利兵衛老人にて引請罷出申候、尤盗賊仲次郎義、前書の金

子三十両所持罷在候

北御番所様にて御懸り

下村弥助様

初吟味九月廿四日始末書差上、追て

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目儀左衛門店

湯屋 善吉

右善吉奉申上候、当九月中、入湯人衣類紛失致候義有之哉の旨、御

尋に御座候

此段私義、湯番仕罷在候処、当九月十五夕七つ時頃、麴町拾貳丁

目家主栄兵衛召仕伊之助義、入湯に罷越、揚場棚へ脱入置候同人

所持の左の品々

一 木綿藍弁慶島男单物

一 紺小倉男帯

㊦

㊦

一紺木綿前かけ

老つ

一鬱金木綿守入

老つ

一晒下帯

老つ

メ五品

右品々同人湯より揚見候処、相知不申旨申聞候間、俱々取調候へ

共、相知不申、跡に鼠木綿男単物老つ、緒細紐老つ、晒下帯、メ

三品残有之候間、所々承合罷在候内、今般盜賊御召捕に相成、今

日私被召出、右始末御調受、驚奉恐入候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年九月廿五日

四谷塩町老丁目儀左衛門店

善吉頼に付、代

市兵衛

右家主頼に付、代

五人組 徳兵衛

南御廻り

御役人衆中様

右の通、書面差出候へは、当人御慈悲願致度旨、拾

式丁目より申聞候に付、無余義左の通り、別段に書

面差出申候、金式分差出引合、相除申候

四谷塩町老丁目

所持地面 家持町医 千葉元昌

四谷塩町老丁目北側東角

一表 京間拾間老尺式寸

一裏幅 同断

一裏行 町並式拾間

沽券金千両也 但安永八亥年八月廿九日買求

右元昌義は、年来当町住居にて、間口拾間・奥行九間余の建家、間

口三間・奥行式間半の土蔵、間口九尺・奥行式間の土蔵、間口式間

・奥行三間の土蔵、間口九尺・奥行老間の土蔵都合四ヶ所有之、家

内其身・妻・養子・娘四人、召仕男式人・女式人有之、身上向相応

に相暮し罷在候

但所持地面家賃書入等無御座、且町方御貸附金の内、去る五年正

月中、金百両御預け相成候

右 御尋に付、取調此段申上候、以上

卯九月十三日

四谷塩町

名主 孫右衛門

右の通取調、樽御役所へ差出候へは、追て御沙汰有之旨、被仰渡候

もの也

乍恐以書付奉願上候

一四谷塩町耆丁目家持千葉元昌義、去る亥年十月中、金百五拾兩御預け被仰付候処、今般年限に付、尚又来る午年九月迄、三ヶ年の間御預け被仰付被成下置候様、奉願上候、以上

慶応三卯年十月二日

四谷塩町耆丁目

家持町医 千葉元昌

名主 孫右衛門

樽 御役所

奉願候御金の事

一金百五拾兩

右は町方御貸附金の内、書面の御金高年耆割の利足にて、当卯年十月より、来る午年九月迄三ヶ年の間、私へ御預け被成下、慥に奉預候処実正に御座候、右御金の義は、家質御取御預け可被成義にも御座候処、年耆割の利足故、無其義右御金高御預け被成下、難有奉存候、然る上は、御利足耆ヶ年分、翌十月五日急度返納仕り、年季相立、来る午年十月五日御元金共、急度返納可仕候、右御金奉預候内、何様の異変有之候共、私所持の家屋敷売払、右御金高元利共、少も無相違上納可仕候、依之所持の屋敷の内売払候歟、又は家質等書入仕候義御座候は、其以前御訴可申上候、為後日名主加印仕、証文差上申処仍如件

慶応三卯年十月

四谷塩町耆丁目

家持町医 千葉元昌

名主 孫右衛門

町年寄衆

御役所

差上申一札の事

私支配四谷塩町耆丁目家持町医千葉元昌義、此度御貸附金の内、金百五拾兩年耆割の利足にて、当卯年十月より、来る午年九月迄三ヶ年の間奉預り、御利足耆ヶ年分翌十月五日御上納仕り、年季相立、来る午年十月五日、御元金共急度返納可仕積、則私共加印証文差上置申候、依之元昌義御金預り中、何様の異変等にて身上向に相拘り候義有之候共、其節は千葉元昌所持の家屋敷向売払、御金百五拾兩元利共急度上納可仕候、少も御差支無御座候様可仕候、為後日一札差上申候、仍如件

慶応三卯年十月

四谷塩町耆丁目

名主 孫右衛門

町年寄衆

御役所

一右の通証文并別紙共相認め、十月四日樽役所へ差出候へは、明五日五半時、名主自身罷出、調印可致旨被仰渡候

一御利足の義は、本両替屋包にて、是又右御役所へ相納め可申候事
十一月五日五半時、樽御役所へ罷出候へは、直様書替に相成申候

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目儀左衛門店

湯屋 善 吉

右善吉奉申上候、当十月中、入湯人衣類紛失致候義、有之哉の旨、
御尋に御座候

此段私義、湯番仕罷在候処、同町同店次助義、当十月六日夕七半
時頃、入湯に罷越、揚場棚へ脱入置候同人所持の左の

一木綿藍三筋縞男袴

老つ

一紺木綿大紋付单(半纏)

老つ

一木綿藍横縞三尺帯

老つ

一晒下帯

老つ

ノ四品

右品同人湯より揚、相見え不申旨申聞候間、俱々取調候へ共、相
見え不申、跡に左の

一木綿紺白堅縞男单物

老つ

一同紺立縞細紐

老つ

ノ
右品々残有之候、全混雑の紛被盜取候義と奉存候、其砌心得違仕、

家主へも不申聞、御訴も不仕候段奉恐入候、右
御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、何卒以
御慈悲、此段御聞濟被成下置候様奉願上候、以上

卯十月十四日

四谷塩町老丁目儀左衛門店

善 吉

右家主煩に付、代

五人組 徳兵衛

北定御廻り

御役人中様

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目儀左衛門店

大工職 次 助

右次助奉申上候、当十月中入湯に罷越候砌、衣類紛失致候義、有之
哉の旨、御尋に御座候

此段当十月六日夕七つ時頃、同町同店湯屋善吉方へ入湯に罷越、
揚場棚へ脱入置候私所持の左の

一木綿藍三筋縞男袴

老つ

一紺木綿大紋付单(半纏)

老つ

一木綿藍横縞三尺帯

老つ

一晒下帯

老つ

ノ四品

右品々湯より揚、見候処、相見へ不申候間、湯番善吉へ申聞、俱々相尋候へ共、相知不申、全混雜の砌、被盜取候義と奉存候、然る処、今般盜賊御召捕に相成、今日私被 召出、右始末奉請御調、驚奉恐入候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候間、何卒以御慈悲、此段御聞濟奉願上候、以上

慶応三卯年十月十四日

四谷塩町老丁目儀左衛門店

次 助

右家主頼に付、代

五人組 徳兵衛

北御廻り

御役人衆中様

神田権太夫様御懸り

乍恐以書付奉申上候

一 四谷塩町老丁目藤七地借老番組人宿喜兵衛、同人寄子熊吉・宇吉・桑次郎右四人奉申上候、私共の内、熊吉外式人義は、勤仕並寄合小幡次郎助様方へ、歩卒に御拘入(抱カ)に相成居候処、当卯十月朔日御暇出候後、身分有付筋も無之、難渋迫り、心得違仕り、板橋宿

へ屯集罷在り候処、人宿共へ御預け被 仰付、今般当

御番所様へ被 召出、身分御糺受候処、私共義は、此上喜兵衛方にて、身分引受、世話致呉候に付ては、以後心得違不仕、急度相鎮(ツ)可申候間、何卒今般の義は、御慈悲の御沙汰被下置、喜兵衛方へ御引渡被成下置候様、偏に奉願上候、以上

慶応三卯年十月十四日

四谷塩町老丁目藤七地借

老番組人宿 喜兵衛

同人寄子 熊吉

同 宇吉

同 桑次郎

家主 藤七

五人組 鉄五郎

南駒井相模守様

御番所様

乍恐以書付奉申上候

熊次郎一件 大工職 次 助 卯三十五才
右次助奉申上候、当十月中、入湯に罷越候節、衣類被盜取候義有之

哉の旨、御尋に御座候

此段当月六日夕七つ時頃、同所同店湯屋善吉方へ入湯に罷越、見

世揚場棚へ脱入置候、私所持の左の

一木綿藍三筋縞男袴

巻つ

一紺木綿大紋付单(袴)半天

巻つ

一木綿藍横縞三尺帯

巻つ

一晒下帯

巻つ

メ四品

右品湯より揚見候処、相見え不申候間、湯番善吉へ申聞、俱々取

調候へ共、相知不申、全混雑の砌、被盜取候義と奉存候、然る処、

今般盜賊御召捕に相成、今日私被召出、右始末御調奉受、驚奉恐

入候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年十月廿一日

四谷塩町老丁日儀左衛門店

次 助

家主 儀左衛門

五人組 徳兵衛

北井(清造)上信濃守様

御番所様

御掛り 三村吉兵衛様

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁日儀左衛門店

熊次郎一件

湯屋 善吉

卯三十五才

右善吉奉申上候、当十月中、入湯人衣類紛失致候儀有之哉の旨、御

尋に御座候

此段前書私義、湯番仕罷在候処、当十月六日夕七つ時頃、同町同

店次助義、入湯に罷越、見世揚場棚へ脱入置候同人所持の左の

一木綿藍三筋縞男袴

巻つ

一紺木綿大紋付单(袴)半天

巻つ

一木綿藍横縞(袴)三尺帯

巻つ

一晒下帯

メ四品

右品同人湯より揚見候処、相見え不申旨申聞候間、俱々取調候へ

共、相知不申、全混雑(マ)の砌被盜取候義と奉存候、跡に左の

一木綿紺白堅縞男单物

巻つ

一同紺堅縞細紐

巻つ

メ式品

右品残有之、其砌心得違仕、家主へも不申聞、御訴不仕候段、奉

恐入候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候間、此段

御慈悲の御沙汰奉願上候、以上

慶応三卯年十月廿一日

四谷塩町老丁目儀左衛門店

善吉

家主 儀左衛門

五人組 徳兵衛

北御番所様

乍恐以書付奉申上候

四谷塩町老丁目

家持小左衛門勢州住宅に付、店支配人

熊次郎一件

質屋 房三郎

卯四十五才

右房三郎奉申上候、当十月中、熊次郎と申者より、衣類質物に預り

置候儀有之哉の旨、御尋に御座候、

此段前書熊次郎儀は、兼て知人に御座候処、当十月九日私方へ罷

越、同人所持品の由申聞、質物に預り具候様申聞候間、相違も有

之間敷と存、証人無之、無判にて、左の

一二た子木綿紺茶円立縞袷羽織 老つ

メ質代金老分也

右品前書代金にて、質物に預り置申候、然る処、今般同人義、御

召捕に相成、今日私被召出、右品不正の由被 仰渡、驚奉恐入候、

何卒以

御慈悲、此段御聞濟被成下置候様、奉願上候、右

御尋に付、奉申上候通、相違無御座候、以上

慶応三卯年十月廿一日

四谷塩町老丁目

家持小左衛門勢州住宅に付、

店支配人房三郎頼に付、代

新吉

五人組 徳兵衛

北井上信濃守様

御番所様

御懸り

三村吉兵衛様

地図(口絵 図3参照)

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一四谷塩町老丁目珍平地借弥助後家さち奉申上候、藤浪檢校弟子に

て、奥詰銃隊野間大学様地借宝泉一義は、兼て知人に御座候処、

去寅年六月中、私方へ罷越、無勘金子入用に付、貸具候様達て相

頼候に付、相違も有之間敷と存、期月証文取之、貸遣し候処、期

月過去り候ても、返済不仕候間、是迄数度及懸合候へ共、品能日延而已申聞、埒明不申候間、此節取詰及懸合へ候処、勝手次第可致杯と、不当申聞、更に取敢へ不申、乍恐難渋至極仕候間、無是非今般御訴訟奉申上候、何卒以

御慈悲、左の相手の者被 召出、御吟味の上、元利共早々返済被仰付被成下置度、偏奉願上候、以上

慶応三卯年十一月廿九日

公事合十二月九日相流 四谷塩町老丁目珍平地借

辰正月十二日公事合初吟味

弥助後家

願人 き ち

家主 珍 平

磯貝祐次郎様御懸り

藤浪校校弟子にて

慶応二寅年六月証文

奥詰銃隊野間大学様地借

一金七拾兩也

相手 宝泉一

当十月迄拾七ヶ月

此利銀七百拾四匁也

元利ノ金八拾老兩三分銀九匁滞

北御奉行所様

(裏表紙)

四谷塩町一丁目

カキヤク

徳兵衛